

号給増設について

1 改定内容

(1) 次の給料表及び職務の級について、最高号給に8号給を増設する。

給料表	職務の級
行政職	1級、2級、3級、4級、5級
研究職	1級、2級
医療職(1)	1級、2級
医療職(2)	1級、2級、3級、4級
医療職(3)	1級、2級、3級、4級、5級
保育士	1級、2級、3級、4級
技能労務職	1級、2級、3級

(2) 技能労務職給料表の適用を受ける2級班員の上限号給を次のとおりとする。

改定前	改定後
2級 76号給	2級 81号給

2 実施時期

(1) については、令和6年4月1日に4号給、令和14年4月1日に4号給の増設を行う。

(2) については、定年年齢が引上げとなる時期に合わせて、令和6年4月1日より、2年ごとに1号給の増設を行う。